

2023年8月  
関西電力株式会社

美浜発電所3号機、高浜発電所1, 2, 3, 4号機、大飯発電所3, 4号機  
火災防護バックフィット検査手続きについて

1. 概要

実用発電用原子炉及びその附属設備の火災防護に係る審査基準（以下、「火災防護審査基準」という。）の改正（2019年2月13日付け）に伴い、火災感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置すること等が、バックフィット（以下、「火災BF」という。）として要求されている。

火災BFの対応期限としては、火災防護審査基準の附則（以下、「附則」という。）に「2024年2月13日以後、最初の定期事業者検査終了の日」として設定されていることから、それまでに使用前確認を受けるべく準備を進めており、使用前確認検査申請を行うため、手続きに係る事項を整理した。

なお、火災BF工事については、火災防護審査基準の附則に基づき、施行前から継続的に工事を実施中である。

2. 使用前確認に係る手続きについて

(1) 今回の申請範囲（火災BF設工認）

- ① 美浜発電所3号機 火災BF工事 (DB/SA) 【2023年6月22日認可※】
- ② 美浜発電所3号機 火災BF工事 (特重) 【2023年6月29日認可】
- ③ 高浜発電所1,2号機 火災BF工事 (DB/SA) 【2023年6月22日認可※】
- ④ 高浜発電所1,2号機 火災BF工事 (特重) 【2023年6月29日認可】
- ⑤ 高浜発電所3,4号機 火災BF工事 (DB/SA) 【2023年6月22日認可※】
- ⑥ 高浜発電所3,4号機 火災BF工事 (特重) 【2023年6月29日認可】
- ⑦ 大飯発電所3,4号機 火災BF工事 (DB/SA) 【2022年11月2日認可※】
- ⑧ 大飯発電所3,4号機 火災BF工事 (特重) 【2023年6月29日認可】

※変更認可申請中

(2) 使用前確認申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第43条の3の11第3項の規定により、使用前確認申請を実施する。

(3) 一部使用に係る手続きについて

高浜発電所の火災防護設備のうち、1, 2 (3, 4) 号機共用設備について

は、一部使用承認が必要であるため、規則第 15 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、一部使用の期間及び方法について、使用前確認申請書に記載する。

以上